

諮 問

鳥取県環境審議会

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）第 5 条の 5 第 1 項の規定に基づく「鳥取県廃棄物処理計画」について、同条第 3 項の規定により貴審議会の意見を求めます。

平成 2 2 年 4 月 2 3 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 諮 問 理 由

県における廃棄物処理計画の策定は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の5の規定に基づき知事の責務とされています。

本県では、平成19年3月に、廃棄物の発生・排出抑制、再使用・再利用、適正処理等の基本的な考え方を示した廃棄物処理計画（平成18～22年度）を策定し、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、廃棄物の適正処理の推進に努めてきたところです。

その結果、一般廃棄物の排出量や産業廃棄物のリサイクル率等については平成22年度の目標達成が見込まれるなど一定の成果がありました。その一方で一般廃棄物のリサイクル率等については目標達成に向け一層の取り組みが必要な状況です。

また、我が国では平成32年に温室効果ガスの排出を平成2年比で25パーセント削減するとの目標を掲げており廃棄物処理においても温室効果ガスの削減が新たな重要課題とされているほか、PCBや石綿を含有する有害廃棄物の適正処理の確保、不法投棄の防止、環境教育の充実等について引き続き取り組んで行く必要があります。

このような中、循環型社会を確立し、我が国をリードする環境先進県を目指して、以下の事項を定める新たな廃棄物処理計画（平成23～27年度）を策定することとしました。

- 1 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 2 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- 3 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- 4 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- 5 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

については、新たな「鳥取県廃棄物処理計画」を策定するに当たり、貴審議会の意見を伺います。